

公共施設評価の視点・基準

1 建物の老朽化度評価

- ・公共施設の建物について、区分ごとの老朽化度を評価する。
- ・評価項目ごとに、A・B・Cで評価する。

評価項目	評価内容及び評価基準
①建物周囲 ※塀・駐車場など	職員による公共施設一斉点検結果や業者による定期点検結果を基に建物の区分ごとに評価する。
②屋根・屋上	
③建物躯体	
④建物外部 ※外壁等	
⑤建物内部 ※天井、内壁、床等	A = 概ね良好な状態を保っている。 B = 部分的に老朽化、修繕検討必要。 C = 広範囲に老朽化、大規模改修必要。 (安全上、機能上、不具合発生の兆し)
⑥建物設備 ※給排水、空調、衛生など	
⑦その他の工作物等 ※グラウンド・遊歩道等	
コメント欄	上記の評価結果についてのコメントを記載する。

2 施設の利用状況評価

- ・公共施設の設置状況や利用状況に基づき、公共施設の性質・現状を評価する。
- ・評価項目ごとに、A・B・Cで評価する。

評価項目	評価内容及び評価基準
地域限定性	「施設の主な利用者がその施設の設置された地域住民に限られる程度」のことを言い、主な利用者の状況を基準に評価する。 A = 広く市内外からの利用が相当ある。 B = 市内の他地域からの利用が相当ある。 C = 主な利用者が施設の設置された地域（概ね大字程度）に限られている。
市民必要性	「市民の当該施設に対する需要の程度」のことを言い、以下の観点から評価する。 ・利用者数の現状及び市民利用者数の比率 ・利用者数の経年変化、増減状況 A = 利用者のうち市民の比率が高く、利用者数も増加傾向にある。 B = 利用者数の減少傾向は無いが、市民利用比率が低い傾向にある。 C = 利用者数が減少しており、市民の利用も少ない。
市民公共性	「当該施設を設置しておくことについて、市民から共感や支持が得られる程度」のことを言い、以下の観点から評価する。 ・市民生活における不可欠性や重要性の程度 ・真庭市民全体（又は旧町村単位住民全体）に対する恩恵の程度 A = 市民生活にとって不可欠又は重要な施設である。 B = 市民生活にとって不可欠又は重要とは言えないが、市民生活をより豊かにする施設である。 C = 一部の利用者にのみ恩恵がある施設である。

3 施設（機能）の必要性の評価

- ・ 公共施設の設置目的や利用状況に基づき、公共施設の必要性や有効性を評価する。
- ・ 評価項目ごとに、A・B・Cで評価する。

評価項目	評価内容及び評価基準
設置目的との 整合性	<p>社会経済状況の変化、当初の設置目的の達成度、利用内容や利用者の現状から当初の設置目的と現状との適合性を評価する。</p> <p>A = 当初の設置目的と現状の施設活用が合っている場合。 B = 当初の設置目的と現状の施設活用が概ねあっている場合。 C = 当初の設置目的から現状の施設活用が乖離している場合。</p>
行政関与の必要性	<p>以下の観点などから行政が管理運営すべき施設かどうかを評価する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 総合計画やその他の市計画での位置づけはどうか。 ・ 市民生活や産業活動が円滑に行われるために必要かどうか。 ・ 提供するサービスが社会福祉を目的とするものかどうか。 ・ 市の伝統文化・歴史的資源などを活用しているかどうか。 ・ コミュニティの活性化に貢献しているかどうか。など <p>A = 行政の関与の必要性が高いと判断される場合。 B = 行政の関与につき、一部見直しが必要と判断される場合。 C = 行政の関与につき、全般的見直しが必要と判断される場合。</p>
機能・サービス 提供の代替性	<p>他の公共施設で代替できるかどうか、民間投資が困難なサービスか、民間に類似したサービスがあるかどうかなどを評価する。</p> <p>A = 行政によるサービス継続が適当と判断される場合。 B = 民間で提供ができる可能性が高いと判断される場合。 C = サービス継続について見直しが必要と判断される場合。</p>
目標利用者数の 達成度	<p>予め設定した目標利用者数をどの程度達成したかを評価する。</p> <p>A = 目標の80%以上達成している場合。 B = 目標の50%から79%達成している場合。 C = 目標の50%未満しか達成していない場合。</p>
維持管理における 市民の参画度	<p>市民などとの協働による維持管理の状況（地域住民やボランティアなどの協力を得ているかどうか）を評価する。</p> <p>A = 市民の参画度が高いと判断される場合。 B = ある程度市民の参画があると判断される場合。 C = 協力事例がなく、市民の参画度が低いと判断される場合。</p>
コメント欄	上記の評価結果についてのコメントを記載する。

4 施設維持管理コストの評価

- ・ 公共施設の維持費用の効率性を評価する。
- ・ 評価項目ごとに、A・B・Cで評価する。

評価項目	評価内容及び評価基準
維持管理コスト の妥当性	<p>維持・管理費用の推移や利用者一人当たりのコストの推移について評価する。</p> <p>A = 継続的に、コスト面の改善がみられる状況である。 B = コストの推移が安定している状況である。 C = 継続的に、コスト面の悪化がみられる状況である。</p>

別紙2

受益者負担 の妥当性	利用料収入と維持・管理費用とのバランス状況の実績と推移から受益者負担の妥当性を評価する。 A＝適正な受益者負担がされていると判断される場合。 （年間維持・管理費用のうち利用料収入の割合が50%以上） B＝ある程度の受益者負担がされていると判断される場合。 （年間維持・管理費用のうち利用料収入の割合が30%～49%） C＝受益者負担につき改善の必要性が高いと判断される場合。 （年間維持・管理費用のうち利用料収入の割合が30%未満）
コメント欄	上記の評価結果についてのコメントを記載する。

5 当該施設の方向性

・評価結果を踏まえて、施設の存廃を含めた方向性を選択し、所管部局としての当該施設のあり方（維持管理やサービス提供についての改善方法・考え方等）を記載する。